

【受験者の皆様へのお願い】

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するために

○試験場を使用する入学試験の受験生へのお願い

(1) 試験日まで

- ◇試験日の2週間程度前から発熱・咳等の症状がある受験生はあらかじめ医療機関での受診を行うこと。
- ◇他の疾患の罹患等のリスクを減らすため、各自の判断において予防接種を受けておくことが望ましいこと。
- ※新型コロナウイルス感染症の罹患患者等の受験は認められません。

また、出願後に新型コロナウイルス感染症の罹患患者等に該当することが判明した受験生に対し、検定料の返還はしません。

(2) 試験日当日

- ◇発熱・咳等の症状のある受験生は、試験場に入る前に申し出ること。
- ◇症状の有無にかかわらず、各自マスクを持参し、試験場では常に着用すること。
- ◇試験場では「三つの密」を避け、他者との接触、会話を極力控えること。
- ◇試験監督者等の指示に従って試験場から退出すること。
- ◇試験場内にマスクを廃棄しないこと。

(3) 試験終了後

- ◇受験後に新型コロナウイルスの感染が判明した受験生は、人間社会科学研究科マネジメントプログラム入試担当に必ず連絡すること。

◎感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため、必要に応じて、氏名、連絡先が保健所等の公的機関へ提供され得ることをあらかじめご了承ください。

【受験者の皆様へ】

新型コロナウイルス感染症の罹患者等についてのお知らせ

新型コロナウイルス感染症は「指定感染症」に指定され、学校保健安全法に定める第一種感染症となりました。これに伴い、新型コロナウイルス感染症に罹患し、治癒していない者※及び感染症発症者との濃厚接触等により罹患の疑いのある者※※は、本研究科の入学試験を受験することができません。

- ※ 患者：臨床的特徴等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、かつ、検査により新型コロナウイルス感染症と診断された者
- ※※ 濃厚接触者：保健所より濃厚接触者に該当すると伝えられた者のほか、過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域から日本に入国した者